

了生に対するアンケートも効果的に活用できていない、修了することによるメリットも限定的であるなど、プログラムの意義や見直しを検討する観点からは、修了生からのフィードバックや修了生に対するフォローアップについて改善すべき点がある。

したがって、修了生に対するアンケートについては、回答形式を選択式と記述式の組合せにするなど、プログラムに対するフィードバックが集まりやすくなるよう工夫されたい。

また、アンケートの対象者については、修了直後の修了生だけでなく、修了から一定の期間を経た修了生に対しても継続的に実施されたい。

さらに、修了生にECO-TOPプログラムの講義に登壇してもらうことや、修了生の就職先をインターンシップの受け入れ先として活用するなど、修了生にもメリットがある形でアルムナイの取組を拡大することを検討されたい。

(5) 保全地域等での自然体験活動

ア 概要

都は、都民の自然とのふれあい、学習、体験活動やボランティア活動の場の一つとして保全地域を活用しており、保全地域体験プログラム(里山へGO!)、東京グリーンシツプ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム、東京グリーンスキル・プログラム、保全地域サポーター制度など参加型の事業を行っている。

これらの取組については「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025」において、「保全地域等での自然体験活動参加者数 累計58,000人」が2030年度目標として掲げられている。

保全地域体験プログラム(里山へGO!)については同プランにおいて、基本戦略Ⅱと基本戦略Ⅲに関連する取組として掲載されており、「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025」における主要な取組として記載されている。

イ 監査の結果

「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025」における主要な取組として記載されている保全地域体験プログラムに関連して、「保全地域等での自然体験活動参加者数累計58,000人」の計画及び実績について、「等」には何が含まれるのか担当者へヒアリングを実施したところ、保全地域における事業(公社委託事業:保全地域体験プログラム、東京グリーンシツプ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム)のほか、奥多摩都民の森、高尾の森自然学校が含まれていたことが分かった。このため、「保全地域等での自然体験活動者数」の目標値58,000人に関しては、保全地域体験プログラム以外に都が実施している取組と合わせて達成を目指すものであった。

図B-3-1 東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025における保全地域体験プログラムの記載

④ 保全地域体験プログラム(里山へGO!)

新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、保全地域の自然の魅力を感じ取り、未経験者でも参加しやすい体験プログラム(里山へGO!)を推進する。
また、自然体験プログラムを通じて、参加者に対して生物多様性保全の重要性と保全地域の果たす役割等について普及啓発を実施する。

【環境局自然環境部】

2024年度(実績見込)	2025年度	2026年度	2027年度
参加者数(延べ)885人 ※保全地域等での自然体験活動参加者数 累計40,432人	体験プログラムを推進	体験プログラムを推進	体験プログラムを推進

都ホームページより監査人抜粋

(意見3-7) 東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025における保全地域体験プログラムの目標と実績について

環境局が策定した「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025」において、「保全地域等での自然体験活動参加者数」は、現在、保全地域体験プログラムの項目に記載されている。

しかし、「保全地域等での自然体験活動参加者数」には保全地域体験プログラム以外に、保全地域における公社委託事業(東京グリーンシツプ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム)のほか、奥多摩都民の森、高尾の森自然学校事業が含まれている。そのため、現在の記載では、保全地域体験プログラム単体の目標が58,000人、2024年度実績の実績が40,432人であるとの誤解が生じ得る。

したがって、「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」における「保全地域等での自然体験活動参加者数」について、構成される事業名等を明示し、それぞれの実績値を記載することを検討されたい。

(6) 高尾の森自然学校

ア 概要

都は、大量の生物資源を消費する都市として、自然環境や生物多様性に配慮した持続可能な都市を築いていくために、広く都民や企業、NPO等のあらゆる主体と連携した施策の展開や、各主体が自然環境保全の重要性を理解した上で、主体的に行動するよう促す取組が必要である。

また、企業等の社会的責任(CSR)が広く認知され、環境貢献活動への意欲が増大しており、意欲と経験に富む企業等と行政が連携することにより、これまで以上に有効な施策展開が可能となっている。

こうした背景の下、都は一般財団法人セゾンレゾナンス記念財団と平成26年6

月27日に協定書を締結し、八王子市川町にある都所有地において、都として初めて民間の資金やノウハウを生かし、拠点施設を構えて自然環境の保全と環境体験学習事業を展開していくこととし、平成26年度末に拠点施設「高尾の森自然学校」が完成した。「高尾の森自然学校」では、一般都民向けの自然観察や森林整備体験等の環境体験学習プログラムを行っている。運営や拠点施設の整備は運営主体である同財団が行い、都は上下水道などの基盤整備、事業への助言・協力をを行っている。また、地元団体や学校等から構成される運営協議会を年数回開き、意見を反映しながら運営を行っている。

イ 監査の結果

環境局は、「保全地域等での自然体験活動参加者数」の2030年度目標人数を累計58,000人としており、現在までの累積人数とその内訳について担当者へヒアリングを実施したところ、2015年度から2024年度における累計人数については、表B-3-4のとおり回答があった。高尾の森自然学校の参加者については「保全地域等での自然体験活動参加者数」に含まれており、2015年度から2024年度までの累計参加者数は20,242人で、全体の50%を占めている。

表B-3-4 保全地域等での自然体験活動参加者数（2015-2024年度累計）

事業名	人数（人）	割合（%）
公社委託事業	18,320	45
奥多摩郡民の森	1,162	3
高尾の森自然学校	20,242	50
終了事業	708	2
合計	40,432	100

都提供資料より監査人作成

次に、高尾の森自然学校では、同財団が活動拠点施設の整備や学習・体験活動のメニューを提供する役割を担っており、同財団と協定を締結している局が、高尾の森自然学校の参加数を増加させるためにどのような取組を行っているかについてヒアリングを実施した。担当者によると、局のホームページやX、公社運営の「里山へGO!」ホームページ、LINEによる情報発信、日本最大級の環境展示会である「エコプロ」にてリーフレット配布による情報発信を行っているとのことであった。

最後に、局の設定した「保全地域等での自然体験活動参加者数」の目標人数やその達成に向けた計画や取組について、同財団に共有されているか担当者へヒアリングを実施したところ、目標人数の設定に当たっては同財団との協議によ

り決定し、局が実施する事業（公社委託事業を含む。）についても適宜情報交換しているものの、年間の計画や取組は共有していないとのことであった。

なお、同財団の当該年度の計画や取組については、年度当初に開催する協議会等を通じて局に共有されているとのことであった。

（意見3-8）高尾の森自然学校への都事業の共有について

高尾の森自然学校事業は都と一般財団法人との協働事業であり、運営主体として活動拠点施設の整備や学習・体験活動のメニューを提供する役割を担っているのは当該財団法人である。

一方で、環境局は、「保全地域等での自然体験活動参加者数」の2030年度の目標人数を累計58,000人と設定しており、その内訳の一つに高尾の森自然学校が含まれているが、局が実施する事業（公社委託事業を含む。）に関する計画や取組については同財団に共有されていないとのことであった。

局の計画を共有し、取組を同財団が把握することは、自らのプログラムを効果的にPRし、参加者の増加に寄与することを通じて目標達成に向けた取組を進める上で有用である。

したがって、局が実施する事業（公社委託事業を含む。）ごとの年間の計画や取組を同財団と共有されたい。

3 自然とのふれあい

(1) 自然保護の担い手

ア 概要

(ア) 自然公園ビジョン

近年、自然の楽しみ方の幅が大きく広がっており、また、海外からの来訪者も増えている状況で、利用形態や利用者層の多様化が大きく進んでいる。そこでは、豊かな自然を守りながら、その魅力を更に高め、国内外の多くの人に自然の素晴らしさを知ってもらうことを目指し、自然公園ビジョンを平成29年5月に発表した。

自然公園ビジョンは、自然公園の価値と特徴を生かした3つの「目指す姿」と、これを実現するための「今後の施策」、特に重点的に取り組む「リーダーズプログラム」を掲げている。このうち、東京の自然公園が目指す3つの姿と、実現するための今後の施策は、以下のとおりである。

表B-3-5 東京の自然公園が目指す3つの姿と今後の施策

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園
自然環境の状況を的確に把握し、情報の収集・分析を行う 植生回復や外来種対策などにより積極的に自然環境の保全・再生を行う 地域や地元自治体、土地所有者等の関係者と目標を共有し、良好な自然環境や景観の保全を行う
規制区域の見直しや、行政区域や事業の垣根を越えた連携を行うことにより貴重な自然を守る
II 人と自然との関係をとりもつ自然公園
自然公園が広がる地域の暮らし（文化・産業等）と自然のつながりを再生し、地域の魅力や活力を引き出す 人の営みと自然との関係性を実感できる環境を整える
地域における営みを支え自然環境の守り手ともなる人材の育成等を行う
III 誰もが訪れ、誰もが関わられ、誰からも理解される自然公園
安全・安心・快適な利用環境の確保により、内外の多くの人が訪れやすい観光資源として活用する 東京の豊かな自然の魅力や価値を多くの人に伝える 自然公園内及び自然公園間での回遊性を向上させる 民間事業者やボランティア等多様な主体と連携する

自然公園ビジョンより監査人作成

(イ) 自然保護の担い手

環境局が自然保護活動を進めるに当たり、協働する主な存在として、自然保護指導員（通称 東京都レンジャー）やそれを支えるサポーターレンジャー、エコツアーの推進を実践するガイドが挙げられる。

東京都レンジャーは、都内の自然公園の保護と適正な利用を図るため、現在、多摩地域と小笠原地域で25名が活動している。

東京の自然公園では、観光客や登山者などによるオーバークラスや、マナーを守らない不適正な利用、希少な植物の盗掘などの不法行為により、自然の保護と利用のバランスが崩れかけている。また、小笠原諸島では移入種の持込みによって、固有種の減少、林地や草原の裸地化、さらには裸地化を原因とする土壌流出が珊瑚礁へ影響を及ぼすといった現象が起きている。

このような課題に対応するため、都では自然公園を中心とした地域における自然保護と適正利用の担い手として、平成16年度から東京都独自のレンジャー制度が導入された。なお、東京都レンジャーは自然環境・自然保護の経験・学識要件があるほか、上級救命技能認定又はそれと同等以上の資格の認定を取得していることが求められる。また東京都レンジャーの業務内容は専門的であることから、異動にそぐわない職種であり、会計年度任用職員として採用され、月16日勤務となっている。

東京都レンジャーの主な業務内容は、現場を巡回しながら観光客に利用マナーの普及啓発を行うことや、密猟や盗掘などの違法行為の監視及び是正指導、利用者の安全確保のための遊歩道や標識等施設の点検などである。このほか、小笠原諸島では、世界自然遺産登録後の外来種対策として、動植物の持込みや持出しの監視を行うとともに、東京都版エコツアーの遵守状況の調査などを行い、多摩地域では、自然公園等の森林保全を目的とした巡視活動やサポーターレンジャーの指導などを行っている。

サポーターレンジャーとは、東京都レンジャーの活動を補佐するボランティアのことをいい、現在は、高尾地域と奥多摩地域で活動している。主な活動内容は、対象地域の巡回を行いながら、利用マナーの普及啓発や自然公園利用者の案内活動、自然公園施設の簡易な補修などである。なお、サポーターレンジャーになるには、都が実施する「サポーターレンジャー登録講座」を受講する必要がある。

エコツアーの推進を実践するガイドは、都が将来にわたって継承すべき貴重な自然がある地域（自然環境保全促進地域）において、自然の保護と適正な利用を図るための制度として導入している「東京都版エコツアー」の担い手である。各地域では、東京都認定ガイドの同行を義務付け、利用する区域や経路、時期等についてルールを策定するとともに、自然環境の変化について定期的にモニタリングすることで情報の蓄積を行っている。同ガイドになるためには、都

が実施する「東京都自然ガイド」の認定講習を受講し、試験に合格する必要がある。

イ 監査の結果

自然保護の担い手に関するビジョンを明確にしているかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

自然公園ビジョンにおいては、東京都レンジャーやサポーターレンジャーが重要な役割を担っていることは触れられているものの、現在の具体的な取組内容や将来に向けてどのように活動していくのかが十分に示されておらず、エコツアーのガイドについては、活動目標や期待される役割、現在の取組内容、将来に向けてどのように活動していくのかが示されていない。また、ボランティアの活動も重要であるが、同様の観点からは触れられていない。

この点について、自然公園ビジョンに活動計画を掲げていない場合は、個別に中長期計画を作成し、活動内容を具体化させるべきであるが、担当者によると、そのような計画は策定されていないとのことであった。

(意見 3-9) 自然保護の担い手に係る役割や取組について

自然保護活動の担い手として、東京都レンジャーやサポーターレンジャー、エコツアーのガイド、ボランティアが挙げられる。東京都レンジャーやサポーターレンジャー、エコツアーのガイド、ボランティアの立場は様々であるが、これらの担い手と都がどのように連携して活動に取組むかは非常に重要である。

一方で、自然公園ビジョンには、自然保護の担い手の活動目標や、具体的な取組が十分に示されていない。

自然環境の保護・管理は短期間で成果が出るものではなく、継続的な取組が不可欠であり、中長期的な視点で活動を展開する必要がある。自然公園ビジョンで、様々な自然保護の担い手に応じた取組を具体的に示すことで、担い手に関するビジョンが明確となり効果的な自然環境の保護が可能になる。

現在の自然公園ビジョンは平成 29 年に策定されたものであり、当該ビジョンの改訂が令和 9 年に想定されることであるが、東京都レンジャー等、様々な担い手にどのような役割を担ってもらべきか、自然公園の目指す姿とともに、総合的に捉えることは重要である。

したがって、自然公園の目指す姿とともに、様々な自然保護の担い手に応じた役割や取組を総合的に捉え、次期自然公園ビジョンの策定に当たりたい。

(2) 自然公園内に所在する施設の指定管理者制度

ア 概要

環境局が所管する以下の自然公園内に所在する施設については、現在、指定管理者制度を導入している。

- ・ 東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村
- ・ 東京都奥多摩ビクターセンター
- ・ 東京都御岳ビクターセンター
- ・ 東京都御岳インフォメーションセンター
- ・ 東京都高尾ビクターセンター
- ・ 東京都立小峰公園
- ・ 東京都立多幸湾公園
- ・ 東京都小笠原ビクターセンター
- ・ 東京都奥多摩郡民の森
- ・ 東京都檜原郡民の森

局と指定管理者は、事業開始に当たって協定を締結し、業務の内容や指定管理料の額など、管理運営に関する詳細な事項を確定する。協定は、指定期間を通じて事項を定める基本協定と、各年度の管理運営に関する事項を定める年度協定の 2 種類がある。

指定管理者は、局に対し、応募時に提出した事業計画を踏まえ、年度ごとに実施する具体的な業務の内容やスケジュールなどを記載した年度計画を、当該事業年度開始前に作成し、提出する。

また、毎月、実施報告書を提出するとともに、年度終了後には、事業報告書及び財務諸表を提出する。実施報告書では、管理運営業務の実施状況、管理施設の利用状況、収支実績、作業実績、災害時・事故時の対応、利用実績、自主事業を実施する場合は自主事業の実績報告が提出される。事業報告書では、実施報告書の内容に加えて、年間管理運営実績が提出される。

一方、局は、指定管理者から提出される事業報告書等の確認・分析、指定管理者へのヒアリング、実地調査等の実施、外部評価委員会での評価などに基づき、指定管理者の管理運営状況について評価を行い、公表している。

イ 監査の結果

施設の管理運営状況が事業計画書に沿って適切に実施されているかを確認するため、令和 6 年度に各指定管理者が作成した事業計画書及び事業報告書等を確認したところ、東京都御岳ビクターセンターの「令和 6 年度管理運営における事業報告書」に記載されている人件費、事務費、間接経費の計画額について、以下のとおり誤りが認められた。

表B-3-6 事業報告書における金額誤りの内容

(単位：千円)

項目	事業報告書に記載されていた計画額	正しい計画額
人件費	15,821	15,422
事業費	6,796	6,756
間接経費	2,708	3,147

都提供資料より監査人作成

そこで担当者へヒアリングを実施したところ、事業計画書及び事業報告書はそれぞれチェックリストにより確認しており、事業計画書の計画額の誤りについては事業計画書のチェックリストに基づき指摘し、是正させていた。一方、事業報告書のチェックリストには計画額を確認する項目が設けられていなかったため、提出された事業報告書には正前の計画額が記載されていた誤りを発見できなかったとのであった。

(指摘3-1) 指定管理者の提出する報告書の確認について

環境局所管の指定管理施設である東京都御岳ビジターセンターについて、指定管理者から提出された「令和6年度管理運営における事業報告書」に記載されていた人件費、事業費、間接経費の計画額に誤りが認められた。

局の担当者は事業報告書をチェックリストにより確認していたが、計画額を確認する項目を設けていなかったため、当該金額を突合していたことが、誤りを発見できなかった原因であった。

指定管理者の管理運営状況を評価するに当たり、財務状況の計画・実績数値に誤りがあると正確に評価できない可能性があるため、財務状況の確認は正確に実施されるべき事項である。

したがって、今後同様の誤りが生じないよう、チェックリストの内容を見直すことで誤りの防止・発見に努めるとともに、指定管理者に対し是正した事業計画書の確認の実施など、指定管理者への指導徹底に努められたい。

(3) 自然公園内に所在する大規模施設の長期的な更新計画

ア 概要

東京都には、秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園、の3つの国立公園、明治の森高尾国立公園、6つの都立自然公園が指定されており、都は自然の保護と利用のため、自然公園内に自然公園施設を設置している。

自然公園施設における大規模な施設としては、高尾山、御岳山、小笠原等に設置されているビジターセンター、大島公園海のふるさと村の宿泊施設であるセントラルロッジ等がある。

また、都民の森条例に基づき設置されている檜原都民の森には、森林館や木材工芸センター、奥多摩都民の森には、管理所機能と宿泊施設から成る建物を設置されている。

イ 監査の結果

自然公園内に設置されている主な大規模施設の様子は、以下のとおりである。

表B-3-7 自然公園内に設置されている主な大規模施設

(単位：千円)

名称	建築年月	構造名	延床面積	取得価格
都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村クラフトセンター	1994年3月	鉄骨造	819.50㎡	307,541
奥多摩都民の森	1993年3月	木造	556.61㎡	111,930
檜原都民の森森林館	1989年3月	鉄筋コンクリート造	1,249.54㎡	346,267
檜原都民の森木材工芸センター	1988年3月	木造	614.37㎡	136,618
海のふるさと村セントラルロッジ管理棟	1986年3月	鉄筋コンクリート造	434.45㎡	184,904
海のふるさと村セントラルロッジ宿泊棟	1986年3月	鉄筋コンクリート造	305.20㎡	124,197

都提供資料より監査人作成

自然公園内に設置されている主な大規模施設は、1980年代から1990年代に建築されている。建築物の構造は木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造がそれぞれ存在しているが、全ての建築物は建築から30年以上経過しており、老朽化が進んでいる。

担当者へのヒアリングによると、これらの施設については、日常業務において劣化状況等を把握し、必要がある場合には適宜修繕を行っているとのことであった。しかし、多数の施設の改修、更新の順序等を織り込んだ、自然公園の施設全体についての維持更新計画は作成していないとのことであった。

(意見3-10) 自然公園内に所在する大規模施設の長期的な更新計画の策定について

環境局は、自然公園内及びその周辺に自然の保護と利用のための自然公園施設を設置している。

自然公園内に所在する大規模施設については、建築から30年以上経過しており、老朽化が進んでいる。施設の修繕は、日常業務において劣化状況等を把握し、必要がある場合には適宜実施されているが、自然公園の施設全体について改修・更新の順序等を織り込んだ長期的な大規模改修・更新計画は作成されていない。施設の劣化を防ぎ費用を平準化しつつ、自然公園内の大規模施設全体について計画的に管理していく上では、大規模改修・更新計画は重要である。

したがって、自然公園内の主な施設全体についての大規模改修・更新計画を策定し、計画的な大規模改修及び更新を行っていくことを検討されたい。

(4) 公有財産の管理

ア 概要

都の所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金の4種類に分けられ、このうち公有財産は土地、建物をはじめ、工作物、船舶、航空機、地上権、特許権、株式、出資による権利、不動産の信託の受益権などの財産とされている。

公有財産の取得、管理及び処分に関しては別に定めるものを除き東京都公有財産規則において規定されており、第17条において、局長等は、その所管に属する公有財産について、価格その他財務局長が別に定める事項を記録した公有財産台帳を整備し、変動のあった都度、補正しなければならぬとされている。

イ 監査の結果

小峰ビジターセンターへの視察の際、公有財産台帳に登録のある工作物について、その実在性及び管理状況を確かめる観点から、設置場所が同センターとされている工作物11件について、公有財産台帳と現物との整合性を確認したところ、以下の2件の資産については、現物の所在が確認できなかった。

財産種名	種目名	台帳名称	数量
工作物	浄化槽	小峰国民休養地便所	0.96 m ²
工作物	浄化槽	小峰国民休養地便所	2.08 m ²

また、過年度にコンピネーション遊具2個、スズリソグ遊具3個、ターザンロープ1個の更新を行っていたが、これらの資産は公有財産台帳に登録されておらず、廃棄した以下の資産は除却の処理がされていなかった。

財産種名	種目名	台帳名称	数量
工作物	庭園	小峰国民休養地ローラースライダー付トリゾ	1個
工作物	雑工作物	小峰国民休養地木製遊器具(ロッククライング)	1基
工作物	雑工作物	小峰国民休養地ストレッッチベンチ(アスレチック遊具)	1基

(指摘3-2) 公有財産の登録漏れ及び除却漏れについて

監査人による現物実査の結果、公有財産台帳に登録のある工作物のうち、設置場所が小峰ビジターセンターとされている工作物について、2件の資産については現物の所在が確認できなかった。

また、過年度に行われたコンピネーション遊具等の更新の際に、新規資産の6件の登録及び旧資産3件の除却の処理がされていなかった。

公有財産台帳は、東京都公有財産規則の規定により、変動のあった都度、補正しなければならぬとされているため、速やかに是正するとともに、他の自然公園においても同様の事例が生じていないか、管理状況を確認されたい。

4 野生動植物対策

(1) 野生動植物対策におけるDXの活用

ア 概要

環境局は、希少な野生動植物の保全と外来種対策等を進めており、ICTを活用した取組として、ツキノワグマに関する「TOKYO くまっぶ」、その他の生物情報を集約した「東京いきもの台帳」、キョン対策のための「大島キョン目撃報告LINEアプリ」を作成している。

(ア) TOKYO くまっぶ

近年、北海道のヒグマ、本州のツキノワグマによる被害が度々報道されてきたが、令和7年においては連日報道されている状況であり、都内においてもツキノワグマの目撃情報が継続的に寄せられている。

一方で、ツキノワグマは繁殖率が低く、一度生息数が一定以下まで減少してしまうと、その回復が非常に困難な動物である。このため、東京都の保護上重要な野生生物種として位置付けられており、2020年版の東京都レッドリストにおいては、南多摩地域で絶滅危惧2類(VU)、西多摩地域で準絶滅危惧(NT)として評価されている。

このような背景の中、ツキノワグマの被害防止のために、環境局は「TOKYO くまっぶ」を作成し、公表している。このマップは、ツキノワグマの目撃情報や痕跡(クマ糞、クマ剥ぎ、フンなど)を地図上に点状に表示するものである。これにより、地域住民や登山者がツキノワグマの出没情報を把握しやすくなり、事故や被害の防止に寄与することが期待される。

(イ) 東京いきもの台帳

「東京いきもの台帳」は、東京で過去から現在までに確認された野生生物の情報を網羅的に整理したデジタル版目録である。野生生物の情報をデジタルマップ上に表示できるほか、随時、情報の更新が可能なWeb検索システムである。現在は、「トソボ目」「セミ科」「クモ目」が公表されている。特徴は、都民が参加する「東京いきもの調査団」が作成する点にある。

(ウ) 大島キョン目撃報告LINEアプリ

平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」により、キョンは従来の生態系を大きく変化させるおそれがあるとして「特定外来生物」に指定されている。

大島においては、平成18年度にキョンの生息調査等を実施し、平成19年度から防除実施計画に基づく防除事業を実施している。ICTを活用した対策と

して「大島キョン目撃報告LINEアプリ」を開発し、LINEを使って簡単に目撃情報の報告や過去30日間の報告内容が地図上に表示できるようになっている。寄せられた目撃情報は、わたの設置等の取組強化に活用していく。防除事業によりキョンの推定生息数は、令和2年の21,656頭をピークに、令和6年は17,439頭まで減少している。

イ 監査の結果

TOKYO くまっぶの開発目的、運用状況、他の自治体等との連携について、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、TOKYO くまっぶは、人身被害防止等を目的にツキノワグマの出没情報等を都民に知らせるサイトである。クマによる人身被害は都民の生命を脅かす喫緊の社会課題であり、情報の重要性は高いが、正確な情報の伝達を防ぐため、クマの出没情報は、市町村など自治体からの確定情報や東京都レンジャーの確認などをもって登録している。また、人身被害の情報については当日から翌日までに掲載しているとのことであった。

他の自治体等との連携については、令和8年度に新システムの構築を開始し、令和9年度から令和10年度にリリースを予定している。現段階では他の自治体との連携に向け調整を開始しているが、他のアプリ等との連携については具体的に検討していないとのことであった。

なお、他の自治体の事例として、ツキノワグマの目撃情報が多数発生している東北6県においては、全県でマップが作成・公表されており、宮城県ではマップへのリンクが掲載されたページに他5県のマップへのリンクを掲載している。また、東京都に隣接する県における目撃情報については、埼玉県及び山梨県はマップ形式で、神奈川県は一覧表形式で公表している。

(意見3-1-1) TOKYO くまっぶについて

TOKYO くまっぶは、人身被害防止等を目的に、ツキノワグマの出没情報等を都民に知らせるサイトであるが、安全のための情報が都民に届くことを重視しているため、都内におけるツキノワグマの出没情報に特化しており、他の自治体やアプリとの連携はない。

しかし、ツキノワグマに行政区域は関係なく、自由に行政区域をまたいで活動するため、隣接県との境界で情報が途切れてしまうと、利用者は他の自治体が公表する情報を個別に参照しなければならず、情報の一覧性の観点から改善の余地がある。

したがって、他県との会議体等の枠組も活用しつつ、隣接自治体の地図情報のリンクの掲載や、同様のプラットフォームを共有し同一の地図において他県の

出役情報も確認できるようにするなど、連携の方策を検討されたい。
 また、環境局においては情報の正確性を重視しているが、人身被害を防止する観点からは目撃情報等をよりタイムリーに掲載する必要があり、出役件数や目撃件数が更に増加する場合は、マンパワーの限界もある。そのため、新システム構築時には、情報提供の効率的な仕組みや「東京いきもの台帳」で把握される基礎情報を参考資料とした連携について検討されたい。

IV より良質な都市環境の実現について
 (1) VOC対策への取組
 概要

揮発性有機化合物（VOC）は、印刷や塗装などの様々な業界で幅広く使用されている物質であり、光化学スモッグとPM2.5の主要な原因物質の一つとされている。環境局では、VOC対策として、アトバイザー派遣やVOC対策セミナーを実施している。

VOC対策アトバイザー派遣制度は、中小企業のVOC排出量削減に向けた自主的な取組を支援することを目的として平成17年度から実施されている制度である。支援対象企業に対してアトバイザーを派遣し、VOCの簡易測定、技術的助言、学習会や説明会におけるVOC排出抑制対策についての講義等の支援を行うものである。アトバイザーは、都に登録された民間の専門家であり、専門分野は塗装、印刷、洗浄となっている。
 派遣対象、派遣費用、派遣の流れは以下のとおりである。

表B-4-1 VOC対策アトバイザー派遣制度の概要

派遣対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業（資本金3億円以下又は従業員数が300人以下）でVOCを取り扱う都内の工場（印刷工場、塗装工場、めっき工場等） ・ VOCの排出抑制策を自主的に推進する団体
派遣費用	無料
派遣の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話で都に事前相談 ・ 派遣依頼書を都に提出 ・ 日程調整の上、アトバイザー派遣 ・ 後日報告書が届く（学習会、説明会等を除く） ・ 助言を基に取組をされた場合は都に報告

都ホームページより監査人作成

また、VOC排出量の削減に向けた啓発を目的として、VOC対策セミナーの配信を行っている。VOC対策セミナーの過去の配信状況は以下のとおりである。

表B-4-2 VOC対策セミナーの配信期間と内容

セミナー名称	配信期間	内容
令和5年度夏季VOC対策セミナー	令和5年8月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境とからだに優しい私たちの選択 ・ 環境ラベルで選ぼう！～今日からできる、未来への一歩、サステナブルな選択～

令和5年度 冬季VOC対策 セミナー	令和6年1月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・『ちよっとの工夫』で環境対策 - DIY 塗装のVOC 排出削減 ・大気環境に配慮したガソリン計量機について ・自動車塗装の環境対策 現状と課題 ・VOC排出抑制における企業の取組事例 ・IOT活用による工場内のVOCモニタリング ・東京都のVOC排出抑制の取組み ・PRT R電子届出の活用や排出量算出の基本的留意点
令和6年度 冬季VOC対策 セミナー	令和7年2月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾルボンの環境対策 ～現状と課題～ ・大気環境に配慮した商品紹介サイト Clear Sky Navi ・家庭やオフィスからの大気汚染対策について

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) VOC対策アドバイザー派遣

環境局は、VOC対策アドバイザーの派遣数を増加させるための取組として、公害防止管理者講習会等の各種説明会や関連団体へのリーフレット配布・周知、区市実務説明会での区市担当者への周知、WEB開催のVOC対策セミナーでの周知を行っている。

VOC対策アドバイザー派遣の過去3年間の実施状況は以下のとおりであり、過去3年間の利用実績は2件から3件と横ばいにとどまっている。

表B-4-3 VOC対策アドバイザー派遣の実施件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工場等の技術的助言	2	2	3
講習会などへの講師派遣	0	0	0
その他	0	0	0
合計	2	2	3

都提供資料より監査人作成

(意見4-1) アドバイザー派遣の増加に向けた取組について

環境局は、中小企業のVOC排出量削減に向けた自主的な取組を支援することを目的として、VOC対策アドバイザー派遣を実施しており、派遣数を増加させるための取組として各種説明会や関連団体への周知を行っている。

しかし、過去3年間のアドバイザー派遣の実績は、各年度2件から3件にとどまっており、VOC対策アドバイザー派遣の事業効果を上げる観点からは、派遣数の拡大に向けた取組が重要である。

したがって、利用の利便性の観点から、支援内容の点検や対象業者への直接的な働きかけなどを行うことで、利用実績の拡大に向けた取組をされたい。

(イ) VOC対策セミナー

VOC対策セミナーの過去3年間のプログラムと再生数の状況は、以下のとおりである。

表B-4-4 VOC対策セミナーのプログラムと再生数

プログラム	再生数
夏季プログラム (配信期間：7月28日から11月14日)	118
『ちよっとの工夫』で環境対策 - DIY塗装のVOC排出削減 - 身近な工業塗装の世界	81
朝礼ネタに困ったら使えるSDGs ～グリーン購入で光化学スモッグが減るってホント？～	167
低VOC製品の選び方	110
冬季プログラム (配信期間：11月15日から12月23日)	89
環境問題に対する塗料と塗装からのアプローチ	72
工業塗装におけるVOC発生源を考える	72
低VOC塗装の塗膜性能調査について	53

<令和5年度>

プログラム	再生数
夏季プログラム (配信期間：8月7日から9月29日)	283
環境とからだに優しい私たちの選択	138
環境ラベルで選ぼう！	199
『ちよっとの工夫』で環境対策 - DIY塗装のVOC排出削減 - 大気環境に配慮したガソリン計量機について	243
冬季プログラム (配信期間：1月24日から3月22日)	